平成 31 年 3 月 15 日改正

工事等成績評定結果の活用方針

この方針は、公社が発注する請負工事及び業務委託（以下「工事等」という。）で、工事等成績評定要綱（平成 15 年公社要綱第 10 号。以下「要綱」という。）第２条に規定する成績評定対象工事等を対象に、要綱第５条に規定する成績評定の結果、優良点（評定結果の総評定点 75 点以上をいう。以下同じ。）を取得した工事受注者及び業務受託者（以下「工事受注者等」という。）に対してインセンティブを付与する一方、不良点（評定結果の総評定点 60 点未満をいう。以下同じ。）を取得した工事受注者等に対してペナルティを課すことにより工事等の一層の品質向上に資することを目的とする。

第１　優良点取得者に対するインセンティブ

工事等の成績評定において優良点を取得した工事受注者等（以下「優良点取得者」という。）に対し、次のとおりインセンティブを付与する。

１　競争入札への参加申込における取扱い

優良点取得者は、優良点を取得した業種の希望制指名競争入札案件について、自社が保有する経営事項審査総合評定値（Ｐ点）（以下「経審点」という。）では参加申込ができない直近上位区分への参加申込を可能とする。

ただし、次の場合は、これに代えて、優良点を取得した業種の同日公表案件について、通常の入札参加申込に加えて、もう１件の参加申込を可能とする。

- 優良点を取得した業種における自社の保有する経審点で、最上位区分の案件に参加申込が可能である場合
- 優良点を取得した業種が、発注区分を設定していない業種である場合

なお、上記のインセンティブにより参加申込をする場合であっても、予定価格が 8,000 万円以上の請負工事は、特定建設業の許可を受けている者に限るものとする。

２　対象者

優良点取得者とする。

なお、優良点取得者が、建設工事共同企業体（以下「ＪＶ」という。）である場合、当該ＪＶの構成員全てを対象とする。

３　対象業種

優良点を取得した工事等における業種と同一の業種とする。

４　対象期間

公社が優良点取得者に対し、インセンティブを付与することを決定し通知した月の翌月１日から１年間とする。

５　対象期間中におけるインセンティブの消滅

(1)　総評定点が 75 点以上 80 点未満である場合

対象期間中に、直近上位区分の１案件を落札、又は同日公表案件を２案件とも落札した

時点で、インセンティブは消滅する。

(2) 総評定点が80点以上である場合

対象期間中に、直近上位区分の２案件を落札、又は同日公表案件を２案件とも落札を２回した時点でインセンティブは消滅する。

６　対象期間中に、再度優良点を取得、又は不良点を取得した場合の取扱い

(1) 先に取得したインセンティブと同一の業種で優良点を取得した場合

対象期間の延長（通知書により再度通知した日の属する月の翌月１日から１年間）を行う。

(2) 先に取得したインセンティブと異なる業種で優良点を取得した場合

先に取得した業種における対象期間は変更せず、別途、当該優良点に係る対象業種について優遇を行う。

(3) 不良点を取得した場合

工事等の成績評定において不良点を取得した工事受注者等（以下「不良点取得者」という。）に係る全てのインセンティブを取り止め、当該不良点に係るペナルティを課す。

７　事務処理の流れ

(1) 指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）への付議

優良点取得者に対してインセンティブを付与することについて協議するため、委員会に付議する。

(2) 優良点取得者への通知

総務部契約課は、優良点取得者に対してインセンティブを付与することを決定後、当該優良点取得者に対して、速やかにインセンティブの内容について通知する。

(3) 社内周知及びホームページ等による公表

総務部契約課は、優良点取得者に対してインセンティブを付与することを決定後、当該優良点取得者の名称、所在地、インセンティブの内容について関係部署に周知するとともに、公表（ホームページ掲載及び事務所内への掲示）を行う。

なお、公表期間は、インセンティブの対象期間とする。

第２　不良点取得者に対するペナルティ

不良点取得者に対し、次のとおりペナルティを課す。

１　競争入札への参加申込における取扱い

(1) 総評定点が55点以上60点未満である場合

不良点取得者に対し、文書による注意（以下「文書注意」という。）を行う。

なお、文書注意の通知を受けた日から２年を経過する日までの間に、再び、文書注意を受けた場合、東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱（平成25年公社要綱第８号。以下「取扱要綱」という。）に基づき、指名停止を行う。

(2) 総評定点が55点未満である場合

取扱要綱に基づき、指名停止を行う。

２　対象者

不良点取得者とする。

なお、不良点取得者が、ＪＶである場合、当該ＪＶの構成員全てを対象とする。

３　対象期間

取扱要綱に基づく期間とする。

４　対象期間中に、再度不良点を取得した場合の取扱い

取扱要綱に基づき、指名停止を行う。

５　事務処理の流れ

⑴委員会への付議

不良点取得者に対してペナルティを課すことについて協議するため、委員会に付議する。

⑵　不良点取得者への通知

総務部契約課は、不良点取得者に対してペナルティを課すことを決定後、当該不良点取得者に対して、速やかにペナルティの内容について通知する。

⑶　社内周知及びホームページ等による公表

総務部契約課は、不良点取得者に対してペナルティを課すことを決定後、当該不良点取得者の名称、所在地、ペナルティの内容について関係部署に周知する。

また、ペナルティとして指名停止を行った場合は、上記の内容及び指名停止理由について公表（ホームページ掲載及び事務所内への掲示）を行う。

第３　評定結果の公表

評定結果の公表については、次のとおり取り扱う。

１　対象案件

工事等のうち、要綱第２条一号に規定する請負工事とする。

２　公表内容

要綱の別記様式第 14 号「工事成績評定通知書」の写しとする。

３　公表方法

総務部契約課は、工事等主管部署から上記２の提供を受け、閲覧に供することにより公表する。閲覧に当たっては、閲覧資料の適正管理、紛失・破損等防止に努めることとする。

４　公表の始期及び期間

当該工事等の工事受注者等に対して通知書を通知後、速やかに公表を開始し、翌年度末まで公表を行うこととする。

第４　適用時期

この方針は、平成 31 年 4 月 1 日以降に公表する工事等案件から適用する。